

## 【待機期間中の災害時の避難のお知らせ】

### 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として待機期間中の方へ

新型コロナウイルス感染症の発生がみられる中、災害時の避難が必要な場合について、感染防止に十分に配慮した対策が必要となります。

このため、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として自宅での待機期間中に避難が必要になった場合についての対応についてお知らせします。

### お住まいの市町から避難情報（高齢者等避難、避難指示など）が発令された場合

お住まいの市町からの避難情報（高齢者等避難、避難指示など）により避難が必要になった場合については、**感染拡大防止のため、市町が設置する地域の避難所は利用しないで、濃厚接触者の方に向けて市町村が指定する避難所を利用することとなります。**

お住まいの市町に電話し、避難先や避難するための連絡事項を確認の上、指示に沿って避難してください。

避難所の開設には準備が必要となります。予測のつく場合は、事前に避難の意向を各市町に連絡ください。

- 亀岡市 自治防災課 0771-22-3131（代表）
- 南丹市 福祉保健部保健医療課 0771-68-0016
- 京丹波町 総務課 0771-82-3800